

贈与税の申告をする場合は、

# インターネットで 申告ができます！



STEP

## 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！  
(裏面をご参照ください)

[www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)

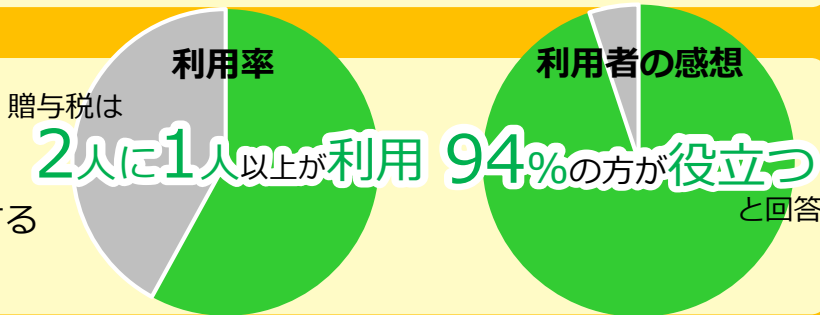
作成コーナー



STEP

## 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！



STEP

## 3 申告書を提出 申告書の提出方法は2通りあります。

### 作成コーナーからe-Taxで送信

e-Taxで送信するためには、事前に次のものを準備する必要があります。

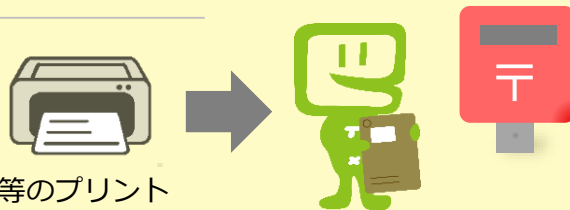
- ・ マイナンバーカードなどの電子証明書
- ・ ICカードリーダライタ



### 印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。

- ・ プリンタをお持ちでない方も、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。



### ■ 個人から財産をもらったときの贈与税の申告について

平成29年1月1日から平成29年12月31日までの1年間に財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について、

- ① 「暦年課税」を適用する場合で、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき
  - ② 「相続時精算課税」を適用するとき
- には、贈与税の申告をしなければなりません。

なお、平成29年分の贈与税の申告と納税は、平成30年2月1日（木）から平成30年3月15日（木）までです。

# 「確定申告書等作成コーナー」のご案内

① トップ画面で「作成開始」を選択



② 「贈与税コーナーへ」を選択し入力を開始



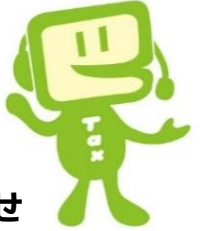
## ■ 添付書類のイメージデータによる提出について

贈与税の申告書作成コーナーから、e-Taxで平成28年分以降の贈与税の申告書を送信する場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある特定の添付書類（例：戸籍の謄本など）について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

## ■ お問い合わせ先のご案内

内容によって、お問い合わせ先が異なります。

なお、間違い電話が多くなっておりますので、電話番号をよくお確かめの上、お問い合わせのないようにおかけください。



### 事前準備、送信方法、エラー解消など作成コーナーの使い方に関するお問い合わせ

⇒ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日等及び12月29日～1月3日を除く。）

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

### マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダーの設定などに関するお問い合わせ

⇒ マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ **0120-95-0178** (通話料金無料)

受付時間：月曜日～金曜日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30（12月29日～1月3日を除く。）

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

### 申告書の作成などにあたってご不明な点に関するお問い合わせ

⇒ 最寄りの税務署（電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。）

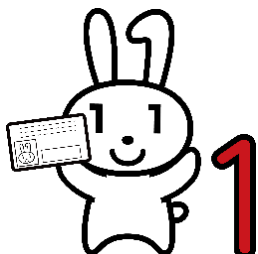
お電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

一般的なご相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください（最寄りの税務署に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択してください。）。

## ■ マイナンバーに関するお知らせ

申告手続などには **マイナンバーの記載** と **本人確認書類の提示** 又は **写しの添付** が必要です。

※ e-Taxを利用すれば、提示又は写しの添付は不要となります。



(例1) マイナンバーカード



(例2) 通知カード + 運転免許証など

